

平成27年度外務省調達改善計画の上半期自己評価結果  
(対象期間:平成27年4月1日～平成27年9月30日)

平成27年11月13日  
外務省

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成27年度に開始した取組			目標の進捗状況(※)		
<b>3. 重点的に調達改善に取り組む分野</b> <b>随意契約の見直し</b> ○これまで、内部監査等において競争性のない随意契約を見直してきたが、引き続き、見直し ○随意契約によらざるを得ない契約でも経済性を確保 ○契約監視委員会における事後検証		「公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計2017号)」に基づき、「競争性のない随意契約」に係る契約の公表を行った。 また、今般の「調達改善計画」に伴う随意契約見直しの観点から、平成25年、26年度にわたり随意契約となっている案件の洗い出しを行い、実態の把握を行った。	実施者が限られた要因の分析、今後の契約に向けて有利な条件を引き出す手段の検討等を行うなどの結果、競争性のある契約を推進(平成26年度比で約4%増)した。 また、「公共調達の適正化について」に基づく公表においては、引き続き、随意契約による透明性の確保の確認が行われた。	B	契約の性質が案件ごとに異なることから、一律的な見直しの観点を設けることが出来ず、公表に向けての各案件の検証方法等に一定の時間を要する。	引き続き、「調達改善計画」に基づく公表については、実態の把握に続き、実施者が限られた要因の分析、今後の契約に向けて有利な条件を引き出す手段の検討等を行い、公表を行う。 このように随意契約については引き続き、その透明性の確保、契約の性質に応じた対応として随意契約への取り組みを行っていく。
<b>4. 継続的な取組等</b> <b>(1) 一者応札の改善</b> ○これまで、単年度ごとに一者応札案件を対象に事業者ヒアリング等により改善を図ってきたが、さらに複数年度にわたって連続して一者応札となっている契約についても、引き続き見直し ○契約監視委員会における事後検証		これまで、単年度毎に一者応札で受注している案件を対象に、事業者ヒアリング等により要因を分析し、資格要件を緩和する等の改善を実施するとともに、複数年度にわたって連続して一者応札となっている案件についても同様の分析・改善を実施。	「調達改善計画」の策定により行った一者応札見直しの取組により、資格要件の緩和、事業単位の細分化を図り、競争性の確保が図られた。	B	引き続き一者応札である案件については、事業内容の特殊・専門性が非常に高く、市場規模が狭いことから、右結果は直ちに改善できない面はある。他方、今般、一者応札から改善出来た案件を見ると、資格要件の緩和、事業単位の細分化などの取組により改善が図られたことから、今後においても、一者応札へと固定化しないように、当初から十分な公告期間の確保、仕様書の具体化などを図ることが肝要。	引き続き、一者応札の改善を実施する。 また、取り組みの公表を行い、今後の契約案件については、課題をも踏まえて改善を図り、引き続き競争性の確保に努めていく。
<b>(2) 汎用的な物品、役務</b> ○競争性の向上 ○規模の経済性を活用 ○契約監視委員会における事後検証		個別の案件毎に同等品等を活用する等の仕様の点検・見直しを実施している。	<b>a) 仕様の見直し</b> 在外公館向け邦字新聞の定期購読において、在外公館所在地におけるインターネット環境及び事務の効率化を踏まえ、電子版を導入する等の仕様を見直しを推進した結果、新聞送料(平成26年度比で約7%、約2百万円)が削減された。  <b>b) 共同調達の活用</b> 当省は、財務省・農林水産省・経済産業省とグループを形成し、以下の9品目の共同調達を実施した。 また、平成27年度から自動車揮発油等の共同調達を新規実施。 (実施品目) ①事務用消耗品 ②紙類(コピー用紙を除く) ③OA機器用消耗品 ④清掃用消耗品 ⑤災害備蓄品 ⑥トイレトペーパー ⑦蛍光灯 ⑧自動車揮発油等 ⑨配送 ⑩クリーニング  また、地方支分部局である大阪分室においては、同一合同庁舎に入居する官署とコピー用紙の共同調達を実施し、沖縄事務所においては、近隣官署と事務用消耗品及びコピー用紙の共同調達を実施した。	A	-	引き続き、庁費類の調達改善を推進していく。  引き続き、品目の拡大等の検討を行っていく。 全ての地方支分部局で共同調達が導入されたが、引き続き、必要な検討を行っていく。
<b>(3) システム関係経費</b> ○競争性のない随意契約を見直し ○随意契約によらざるを得ない契約でも経済性を確保 ○競争性の向上 ○契約監視委員会における事後検証		CIO補佐官の調達プロセスへの関与については、従来からの会計課決裁の前段階での仕様書の内容、単価、工数等の妥当性の審査に加え、予算要求作業開始に際し、ヒアリングが実施されている他、調達改善計画を踏まえ、調達計画の企画、随意契約の相手方との事前の打ち合わせへの参加等を実施した。	<b>a) 国庫債務負担行為の活用</b> 国庫債務負担行為による複数年度契約を活用した一般競争入札を実施するべく検討を継続している。  <b>b) 調達事務の効率化</b> 入札公告等の調達事務において、より一層の業務効率化に資するため、電子調達システム及び物品管理システムを導入し、従来の省内システムからの段階的な移行を実施し、更なる効率化を図っている。  <b>c) 発注単位の見直し</b> 業務発生の都度契約していた「海外出張者用Wi-Fiフィルタの借り上げ」について、契約を案件単位から局課単位とすることにより業務効率化を実施した。	B	契約の性質が案件ごとに異なるため、一律的な見直しの観点を設けることが困難である。	引き続き、システム関係経費の調達改善を推進していく。 また、「文書作成編集システム」、「領事業務情報システム(遠隔地データ保管サービスに伴う統合プラットフォーム改修)」及び「ソフトウェア等の賃貸借保守」について、国庫債務負担行為による複数年度契約を活用した一般競争入札を実施予定。

<b>5. その他の取組</b> <b>(1) 調達改善環境の醸成</b> ○外部コンサルタントの活用 ○調達手続きに関する習熟 ○調達等の専門家養成 ○人事評価制度の有効活用		<b>a) 人事評価制度の有効活用</b> 人事評価制度に基づく評価が予定どおりに実施されている。	業務合理化やコスト意識向上に資する業務目標を立てられる基盤整備がなされている。	B	—	引き続き、担当部局との間で適切な実施がなされるよう必要な調整を進めていく。
		<b>b) 調達等の専門家養成</b> ① 研修の強化等 引き続き、電子調達システム及び物品管理システムの導入に伴う研修を9月に実施。	研修の強化により、職員の業務合理化やコスト意識の向上を図る。	B	—	引き続き、研修の強化に努める。 また、10月16日開催の省内向け会計関係研修において、講義内容として「調達の改善に関する取組」を実施予定。
		② マニュアル等の作成 電子調達システム及び物品管理システムの導入に伴い、9月に内部マニュアルを作成した。	契約手続き及び物品調達業務の関係書類を標準化すること等により、契約担当者等の事務の効率化を図った。	A	—	引き続き、マニュアルの拡充に努める。 また、入札手続き関係書類の整備を行い、契約担当者等における事務効率の向上を予定。
<b>(2) 調達情報の公開</b> ○契約情報の公表、調達に係る仕様書を電子調達システムで公開し、事業者の利便性及び新規参入を促進。		外務省HPIにおいて、契約情報に係る公表等を行ったほか、調達に係る仕様書、契約書等を公開した。 また、一般競争入札等に係る仕様書、契約書等については、電子調達システムでの公開に順次移行した。	契約情報、仕様書等を公表することで透明性を図ったほか、一般競争入札等における新規参入を促した。	A	—	引き続き、各種取り組み等を公表することで透明性を図る。
<b>6. 推進体制</b> <b>(1) 外務省調達改善推進チーム</b> ○調達改善を推進する担当チームとして、官房長を統括責任者とする「調達改善推進チーム」を設置し、計画の策定、進捗把握・管理等を実施。		契約監視委員会の開催にあわせてチーム会合を開催した。	4月17日会合において、第29回契約監視委員会の議題として、「平成27年度調達改善計画」の説明を行うことを確認した。 7月6日会合において、第30回契約監視委員会の議題として、「平成26年度年間自己評価結果」の報告を行うことを確認した。 9月25日会合において、第31回契約監視委員会の議題として、重点的に調達改善に取り組む分野等の審査、意見徴収を行うことを確認した。	A	—	引き続き、調達改善推進チームにより、調達改善に関する取組を推進していく。
<b>(2) 外部有識者の活用(外務省契約監視委員会)</b> ○外部有識者(大学教授2名、弁護士2名、公認会計士1名)より、民間における取組など第三者的な視点から意見を聴取。		第29回契約監視委員会(4月22日)において、「平成27年度調達改善計画」は、「平成26年度外務省調達改善計画」を右「上半期自己評価結果」等を踏まえて策定する旨を委員(外部有識者)に説明、また、重点的に調達改善に取り組む分野等の観点から委員が契約案件を抽出・審査し、意見を聴取した。 第30回契約監視委員会(7月10日)において、「平成26年度年間自己評価結果」を委員に説明、また、重点的に調達改善に取り組む分野等の観点から委員が契約案件を抽出・審査し、意見を聴取した。 第31回契約監視委員会(9月30日)において、重点的に調達改善に取り組む分野である「システム関係経費」等の観点から委員が契約案件を抽出・審査し、意見を聴取した。	「調達改善計画」の説明、報告を受けて、各委員との契約監視委員会の取り組みにつき、改めてその醸成が図られたとともに、審議においては従来の審議観点に加え、「調達改善計画」の策定に伴い、重点的に調達改善に取り組む分野等にわたり幅広いものとなった。	A	—	調達の改善に関する取り組み状況等に対して特に改善を要する意見等はなかったが、引き続き、委員の知見等を踏まえ、調達の改善を推進していく。
<b>(3) 内部監査の活用</b> ○調達改善計画の進捗把握・管理等が適正に行われているかどうか評価し、調達改善を推進。		「調達改善計画」に対する自己評価の進捗把握のために関係者でヒアリングを実施した。 また、調達における適正な事務手続きの確保等の一環として、国庫債務負担行為の事務手続きの見直しを完了しマニュアル(基本事項)を整備するとともに、右に引き続き、随意契約における書面監査を実施。	右一連の取り組みにより、「調達改善計画」の進捗状況の共有を図るとともに、改めて会計事務担当者における会計法令等遵守、適正への再確認が図られた。	B	—	引き続き、内部監査を活用し、調達の改善を推進していく。 また、大阪分室及び沖縄事務所に係る事務の実地監査を実施予定。
<b>5. その他</b> <b>(1) 取組状況等の公表</b> ○計画に関する取組状況等については、外務省HPIにおいて公表する。		「調達改善計画」及び「契約監視委員会」の取り組み内容をHPにおいて公表した。	外務省HPIにおいて、各種取組を公表することで、透明性を確保した。	A	—	引き続き、各種取り組みを公表することで透明性を図る。

○その他の取組(調達改善計画で記載していない事項)

実施した取組内容	取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
平成27年度に開始した取組 ○カード決済 本省庁舎内の水道料金の徴収について、カード決済を導入	食堂運営業者、売店等からの現金の徴収・取りまとめ及び銀行へ直接出向いての支払手続きが省略できた。	—	引き続き、カード決済を実施する。
○旅費の効率化 バック利用を推進	出張形態を勘案しつつ、バック商品の利用ができるものについては右を利用することとした。	バック商品はフライト変更不可等の制約があるため、それらを勘案して当該出張に活用できるか判断し利用する必要がある。	引き続き、バック利用を推進する。
○国庫債務負担行為 複数年度契約の活用	上半期において、複数年度にわたって事務・事業を実施することが合理性が認められる事務機器借入等13件に活用した。	—	引き続き、国庫債務負担行為の活用を推進する。

(※)

A: (定量的な目標) 目標達成率90%以上

(定性的な目標) 計画に記載した内容を概ね実施した取組

B: (定量的な目標) 目標達成率50%以上

(定性的な目標) 計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて関係部局等(自府省庁内の他部局、地方支分部局、他府省庁)との調整を行った取組

C: (定量的な目標) 目標達成率50%未満

(定性的な目標) 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

外部有識者からの意見聴取の実施状況  
(対象期間:平成27年4月1日～平成27年9月30日)

会議等名称: 第29回外務省契約監視委員会  
開催日時: 平成27年4月22日(水)

外部有識者からの意見	意見に対する対応
<p>○「平成27年度調達改善計画」は、「平成26年度外務省調達改善計画」、同「調達改善計画上半期自己評価結果報告」等を踏まえて策定する旨を説明し、委員より了解を得られた。</p> <p>○外部有識者が重点的に調達改善に取り組む分野等の観点から契約案件を抽出し、審議を実施した。</p>	<p>○取組み状況に対して特に改善を要する意見等はなかったが、引き続き、外部有識者の知見等を踏まえ、改善を推進していく。</p>

会議等名称: 第30回外務省契約監視委員会  
開催日時: 平成27年7月10日(金)

外部有識者からの意見	意見に対する対応
<p>○「平成26年度外務省調達改善計画自己評価結果」の概要説明を行い、また、「平成27年度外務省調達改善計画」につき説明した。</p> <p>○外部有識者が重点的に調達改善に取り組む分野等の観点から契約案件を抽出し、審議を実施した。</p>	<p>○取組み状況に対して特に改善を要する意見等はなかったが、引き続き、外部有識者の知見等を踏まえ、改善を推進していく。</p>

会議等名称: 第31回外務省契約監視委員会  
開催日時: 平成27年9月29日(火)

外部有識者からの意見	意見に対する対応
<p>○外部有識者が重点的に調達改善に取り組む分野等の観点から契約案件を抽出し、審議を実施した。</p>	<p>○取組み状況に対して特に改善を要する意見等はなかったが、引き続き、外部有識者の知見等を踏まえ、改善を推進していく。</p>